



米国知的財産制度と特許等出願・訴訟実務

参加費
無料

—最高裁判例等の動向と効果的な権利取得・行使のために—

日本から主要国への出願件数が年々増加している中で、米国への2007年の特許出願件数は約7万7千件と中国、EPO、韓国を上回り、常に第1位を占めています。米国は、戦略的な権利取得の方策を考える上で、その動向を注視する必要がある最も重要な国であるといえます。

本セミナーでは、2007年4月にKSR最高裁判決が出されて進歩性の新しい基準が定まり、2008年6月には、間接侵害品に該当するものを特許権者・ライセンサーが販売したら特許は消尽するとのクワンタ最高裁判決が出されて、新たな出願・訴訟・ライセンスストラテジーを組み立てる必要が生じ、2008年9月には、意匠権侵害判断の重要CAFC大法廷判決が出されて、意匠権の重要性が増すなど、今後の実務において大きな影響を与える制度改革に目が離せない状況になっている米国から第一線で活躍される弁護士をお招きし、最近の知財事情や最高裁の判例の動向、効果的な権利取得と特許訴訟への対応について解説いたします。

本セミナーは、中小・ベンチャー企業をはじめとする企業の経営者、技術者、特許管理者、研究員、営業、企画等に携わる多くの方々に対し、同制度への一層の理解と活用を図り、海外での企業活動を円滑に進められることを目的に開催するものです。

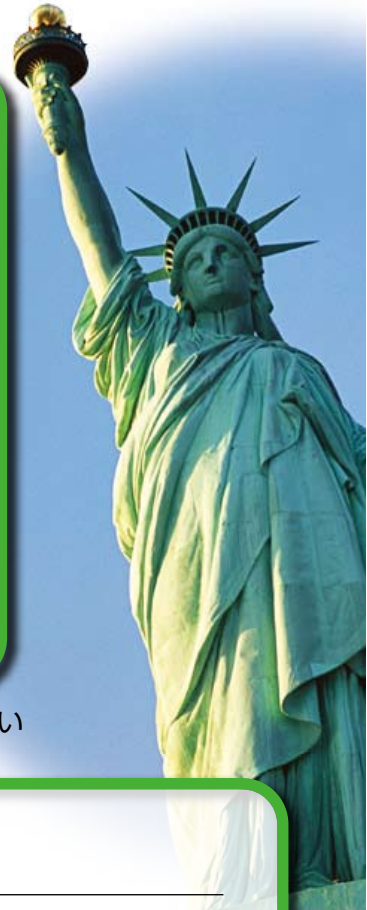
開催日時と会場

東京
会場

平成20年 **12月10日(水)** 10時00分～17時00分
全国町村議員会館
 東京都千代田区一番町25 電話 03-3264-8185
 ■定員:200名/日本語
 ■実施:社団法人発明協会(外国相談室) 電話 03-3503-3027

大阪
会場

平成20年 **12月11日(木)** 10時00分～17時00分
大阪商工会議所 1号会議室
 大阪市中央区本町橋2-8 電話06-6944-6268
 ■定員:150名/日本語
 ■実施協力:社団法人発明協会大阪支部 電話06-6779-5473



お申し込みは裏面の参加申込書にてFAXでご送信下さい

講師



山口 洋一郎(Mr.YOICHIRO YAMAGUCHI)氏

レーダー・フィッシュマン・グラワー法律事務所 米国弁護士

早稲田大学を卒業後、特許庁に入庁、電気・音響機器・半導体機器の審査官・審判官を経て、現在、米国ワシントンのレーダー・フィッシュマン・グラワー法律事務所にてパートナー弁護士として勤めている。日米の知財制度の相違について幅広い知識経験を有し、特に、米国特許法については、全米屈指の専門家として知られている。

●モデレーター

鈴木 伸一郎 (社団法人発明協会アジア太平洋工業所有権センター・センター長)

Program

10:00 開会

トピック1

「米国における特許制度改革の内容について」

- 米国知的財産法(特許等)の概要
- 最高裁・CAFC判例の動向と実務への影響

トピック2

「米国における特許訴訟の現状について」

- 権利行使と特許訴訟手続
- ディスカバリーと秘匿特権
- 証言録取とその準備

講師:山口 洋一郎氏

12:30~13:30 昼休憩

13:30~

トピック3

「特許等取得の戦略について」

- 効果的な権利取得とその留意点等

講師:山口 洋一郎氏

トピック4

「パネル討議」

- パネリスト 山口 洋一郎氏
- モデレーター 鈴木 伸一郎

17:00 閉会

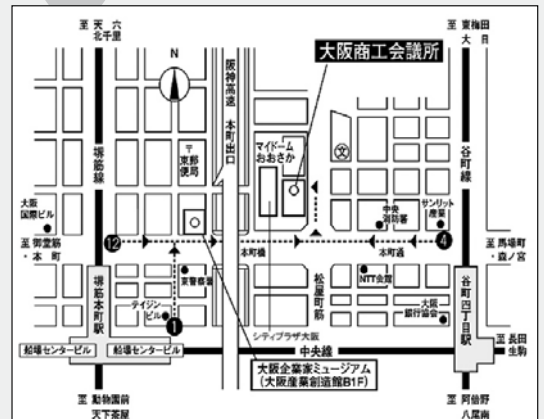
注) トピックの内容等については、一部変更することもあります。

東京会場



地下鉄半蔵門線半蔵門駅5番出口より徒歩2分
地下鉄有楽町線麹町駅 3番出口より徒歩6分

大阪会場



地下鉄御堂筋線・本町駅で乗り換え、
中央線・堺筋本町駅下車。1番出口をあがる。

切り取り線 ✂

平成20年度外国産業財産権制度セミナー 米国知的財産制度と特許等出願・訴訟実務 参加申込書

※参加を希望される各会場の事務局宛にFAXでお申し込み下さい。

- 東京会場(社)発明協会 外国相談室 行き(FAX:03-3503-3239)
- 大阪会場(社)発明協会 大阪支部 行き(FAX:06-6779-1274)

申し込み日 平成 年 月 日

会社名:

住所:

参加者名	部 課 名	電話 / FAX
		電話
		FAX
		電話
		FAX
		電話
		FAX

注1) 参加登録確認のための受講票は発行いたしません。定員オーバーの場合は事務局よりご連絡いたします。

注2) お申し込みの際し、ご提供いただきました個人情報に係わる事項については当協会の「個人情報の保護に関する基本方針」

(詳しくは当協会ホームページ<http://www.jiii.or.jp>をご覧ください)により遵守いたします。